

会 議 録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和6年度第3回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

・発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

・指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和6年12月24日（火）午後1時30分から午後2時59分まで

4 開催場所

上越市役所 4階 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本委員、小林委員、池田委員、井部委員、大堀委員、木村委員

・事務局

上越市：鋤柄課長、渡邊副課長、石野係長、松井係長、春日主任

ガス水道局：西山総務課長、森口副課長、鹿住主事

（審議案件担当課等）

建築住宅課営繕室：袋係長、丸山副主幹、高橋主任

建築住宅課：高山主任

生活環境課：中島係長

下水道建設課：舟波係長

ガス水道局管路課：池内係長、丸山主任

ガス水道局計画調整課浄水センター：三上係長、堀内主任

ガス水道局計画調整課南部営業所：白倉主任

ガス水道局総務課：池田係長、長崎主事

ガス水道局施設課：村山主任

8 発言の内容

【開会】

鋤柄課長： 本日はご多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます契約検査課、鋤柄と申します。よろしく願いいたします。

また、本日は、委員の皆様の任期内における最後の定例会となります。

お手元に入札監視委員会「市民委員の募集チラシ」を置かせていただきました。皆様からも広く周知いただければ幸いです。

鋤柄課長： それでは、会議の開会の前に資料の確認をお願いいたします。

まず、事前にお送りしました資料が5種類ございますが、次第、資料1-1(発注状況総括表市発注分)、資料1-2(発注状況総括表ガス水道局発注分)、資料2(指名停止措置状況の報告)、資料3(抽出案件の概要)、そして、本日お配りしました委員名簿、座席表、委員募集チラシ、以上となりますが、よろしいでしょうか。

鋤柄課長： 続きまして、会議の出席委員数であります。本日の出席委員は6名となっておりますので、上越市附属機関設置条例施行規則第3条第2項の規定により、開会の要件である過半数以上に達していることをご報告いたします。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和6年度第3回会議を始めさせていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

始めに今本委員長からご挨拶をいただいた後、上越市附属機関設置条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思います。それでは、今本委員長よろしく願いいたします。

【挨拶】

今本委員長： みなさんこんにちは。本日もご多忙の中この会にご出席いただきましてありがとうございます。年末も押し迫っていますが、四年前もクリスマスイブに開催しており、大体この辺りで第3回会議を開催するのかなと行きのバスの中で思った次第です。

本日は今回の任期で最後の会議ということになりますが、いつも通り慎重に審議していただき、意見を出していただければと思います。

それでは本日もよろしく願いします。

【報告】

(1) 発注状況について

今本委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、「2 報告」の「(1)発注状況について」のうち「市発注分」について、事務局から説明をお願いします。鋤柄課長をお願いします。

(市発注)

鋤柄課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： それでは続きまして、ガス水道局発注分について事務局から説明をお願いします。西山課長をお願いします。

(ガス水道局発注)

西山課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長： 次に、「(2) 指名停止措置状況について」事務局から説明をお願いします。

渡邊副課長： 資料 2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

小林副委員長： 何店舗も回ったわけではありませんが、小売店で品薄になっている状況を 1、2 度見ており、指名停止の話が以前よりあったため、指定ゴミ袋の在庫が無くなってしまったらどうなるのかという不安は非常にありました。

在庫は問題ないと前回の会議で伺っていますが、こう何回も指名停止があると在庫は大丈夫なのでしょうか。

渡邊副課長： 納期に遅れが生じておりますが、指定した仕様に定めている数量は確実に納品されております。

一時的に、指名停止期間中に品薄になる場合もあるかもしれませんが、納品はされていますので、今後もその時は品薄になってもその状況がずっと続くようなことにはならないと考えられます。

小林副委員長： わかりました。

今本委員長： 他に御質問、御意見等があればお願いいたします。

木村委員： 令和 6 年度に行った会議 3 回ともバイオポリ上越は指名停止の報告について該当がありました。

以前、指定ゴミ袋の契約は特命随意契約だとおっしゃっていましたが、

実際のところバイオポリ上越にしか頼めないため、指名停止をすると市側も発注したい時期に発注できない、自分たちが自分の首を絞めるということになります。

そもそもペナルティを与えて受注する機会を停止させるという趣旨の指名停止期間ですが、結果的に1者で、バイオポリ上越しか出来ないため、結局指名停止期間を前後させて発注しており、ペナルティの効果がないのではないのでしょうか。

通常なら入札に参加できなくなれば他の業者へ発注するため、受注する機会を失ったということもありますが、指名停止しても市側が8月に発注予定だったものを待ち、指名停止が終わった12月8日以降に発注するため、その間は予備の在庫で補い、結局同じ数量を受注できるということになります。

制度としてやらざるを得ないことだとしても、あまり効果がないのではないのでしょうか。

石野係長： 契約検査課 物品契約係の石野と申します。

只今木村委員がおっしゃいました内容についてですが、実際、指名停止期間中にこの指定ゴミ袋に関しては、物品調達等業者指名停止措置要領の例外規定で「市長が認める限り」という部分で指名しております。

ただその他、バイオポリ上越以外でも取り扱える案件については、バイオポリ上越は指名停止期間に入っているため指名しておりませんので、その分の受注機会は排除されているという形になっております。

木村委員： 少しは効果があるということなのですね。

石野係長： そうです。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

指名停止が何回もあったということで、他に指定ゴミ袋を作成できる業者を探したりしないのでしょうか。

渡邊副課長： 担当課で色々な角度からさまざまな方法を検討している中で、上越市内では指定ゴミ袋の作成を取り扱える業者はバイオポリ上越しかいないところですが、例えば市外で取り扱える業者があるかを含めて、検討している状況であると聞いています。

今本委員長： 先程の品不足の問題、状況が見受けられるという話がありましたが、これはきちんと供給していないと買い占める市民が出てくる可能性があるため、対策はしっかりとしていただいた方が良いのではと聞いていた次第です。

渡邊副課長： 今本委員長のおっしゃるとおり、市民生活に直結した指定ゴミ袋の納品ですので、そこは市民生活に影響が出ないように担当課も私共も十分承知しているところですので、承知した上で色んな方法を検討しているところではあります。

今本委員長： 実際そういう苦情は市民からありましたか。

渡邊副課長： 契約検査課の方に指定ゴミ袋が無いとか、そのような苦情が入ったという話は聞いたことがないです。

今本委員長： 大掃除の季節ですからゴミ袋が必要な方が増えると思います。ゴミ袋が見当たらないがどうしたらいいか等の苦情がまだないという理解でよろしいでしょうか。

渡邊副課長： 慢性的な品薄、または不足している状態が続いているわけではないと思いますので、指名停止をして足らなくなっているから支障をきたしているという所はないと思います。

今本委員長： わかりました。ありがとうございます。

他に御質問、御意見等があればお願いいたします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 無ければ、以上で「2 報告」については終わりたいと思います。

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： それでは次第の「3 審議」に移ります。

今回の審議案件は、小林副委員長から 10 件を抽出していただきました。ご多忙のところありがとうございます。

抽出理由については、資料の下段に記載してありますが、小林副委員長の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、各案件について事務局が説明を行った後、委員の皆様からご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていてから、回答いただくようお願いします。

《No.1 市営南本町住宅 4 号棟屋上防水・外壁改修工事》

今本委員長： それでは、No.1 市営南本町住宅 4 号棟屋上防水・外壁改修工事の案件について事務局の説明を求めます。高額工事で、建材・工程も多いようだが、落札率が高い理由とのことで抽出していただきましたが、必要であれば小林副委員長から抽出理由の補足説明をお願いしたいと思います。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： わかりました。それでは渡邊副課長から説明をお願いします。

渡邊副課長： それではNo.1 市営南本町住宅 4 号棟屋上防水・外壁改修工事について説明させていただきます。

入札状況ですが、本件は初回の入札では予定価格に至らず不調となりましたが、当該事業者と交渉し随意契約を締結するに至っております。

今回のように、随意契約へ移行した場合、既に 3 回価格を提示し、その

都度減額していただいた後で値下げ交渉を行いますので、結果として落札率が高くなる傾向にあります。

また、建築工事の場合、公表されている標準単価が少なく、見積り単価等の価格の基準によらない不確定な要素が多いため、入札参加者は、予定価格や最低制限価格を推測することが困難で、難しくなりますが、最低制限価格を下回り失格にならないよう、高めの金額で応札する傾向が強いため、落札率が高くなる傾向にあると考えております。

今本委員長： ありがとうございました。

では只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

池田委員： 資料の一番下に変更内容と記載がありますが、この変更によって金額が特に変わっていないことと、工期は5日間付与したことによって令和6年12月19日までとなったということによろしいでしょうか。

高橋主任： 建築住宅課 営繕室の高橋と申します。

今回の変更理由についてですが、資料に記載があるとおり、外部足場に仮設養生屋根を設置することにより増工になっております。

ただ工期を5日間付与するというのは、変更内容の「仮設養生屋根の設置を追加する等」の“等”の中に含まれる理由で延期となっており、既存の屋根の防水を剥いだ場所に陥没した穴が発見されて、そちらを直した後でないと新しい防水は出来ないため、そこに要する日数が5日間必要ということで工期を付与したものとなります。

池田委員： 金額は変わらないということでよろしいですか。

高橋主任： 屋根養生をしたということで、金額も変更しております。

池田委員： わかりました。ありがとうございました。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： （意見等なし）

今本委員長： なければ、No.1 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.2 大養小学校特別教室棟屋上防水改修工事》

今本委員長： 続きましてNo.2 大養小学校特別教室棟屋上防水改修工事の案件です。

高額工事で、建材・工程も多いようだが、落札率が高い理由、また、同じ会社で高額工事を高落札率で落札している、ということで抽出していただきましたが、何か補足することはありますか。

小林副委員長： 副委員長の小林です。

最終的に(株)高館組が落札している工事になりますが、同じく3,830万円で100%、4,929万円で99.41%の(株)高館組が落札している案件がありました。

契約検査課の方から「3件全て説明が必要でしたら準備します」というお話がありましたが、先程のNo.1 市営南本町住宅4号棟屋上防水・外壁

改修工事のご説明を聞いていると、だいたい 100%になった 1 件の説明をお伺いすれば他も似たような形での落札決定ということになるのかなと思ひ、時間も無いことですのでこの 1 件だけご説明願いますということでお話させていただきました。

今本委員長： それでは渡邊副課長から説明をお願いします。

渡邊副課長： 続きまして、No.2 大瀧小学校特別教室棟屋上防水改修工事について説明させていただきます。

本工事は、業者からの参考見積書を基に予定価格を設定し、制限付き一般競争入札として行いました。

本工事では落札率が 100%ということで、参考見積書と同額で入札がありました。これにつきましては、本件における推測になりますが、当初の参考見積書の段階で、応札額と同じ額を見積として提出し、実際の入札においても参考見積書と同じ金額で出てきたこと、後は見積額の全体において受注意欲が高く、企業努力により本工事への諸経費を極力他社より低く抑えることができた金額になったのではないかと考えております。

小林副委員長からも説明がありました、同じ業者が高い落札率で落札されたという状況ですが、結果、同じ業者が落札した工事についても、今回は大瀧小学校特別教室棟屋上防水改修工事にですが、工事によって工事内容や設計があるかないか、後は入札の方式の違いもありますので、大瀧小学校屋上防水に関連して一概に同じ工事だということとはなかなか分析出来ないと考えまして、今回小林副委員長には事前にご説明させていただく中で、本件のみ抽出していただいた経緯があるということをご説明させていただきます。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

木村委員： こちらは制限付き一般競争入札で電子入札ですね。

気になるのが、指名ではなく不特定多数の業者が、尚且つ電子入札で落札率 100%となると、契約検査課としては入札方式が破られたのではないかと、または糸魚川のような状況があったということを感じて、入札制度の仕組みについてどうなのかなと思うような意味合いの理由はないのでしょうか。

渡邊副課長： 特にそのようなことを上越市としてはしていません。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

今回の分析としては、落札業者が初めに参考見積書を提出して、その金額と同額で入札をしたからだ、という理解でよろしいでしょうか。

渡邊副課長： そうです。そのように考えております。

今本委員長： 小林副委員長が指摘されていた他の 2 件についても同様ですか。2 件目

が 99.41%という話でした。

渡邊副課長： 申し訳ありません。他の(株)高館組が落札した案件については、今回抽出案件になかったため詳細な分析はしていません。

同じ理由かどうかは調べてみないとわからないため、先程のような説明をさせていただきました。

今本委員長： それは、先程指摘していただいた案件 2 件も参考見積書を徴収したやり方だったのでしょうか。それとも設計でしょうか。

渡邊副課長： 参考見積書を徴収した案件も、設計の案件もあります。

今本委員長： 同じような案件だったという理解でよろしいでしょうか。

渡邊副課長： そうです。

今本委員長： ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

木村委員： 傾向としてそのように続くということは、今回の案件だけを特別に見るのではなくて、傾向値として追っていくということが必要です。

傾向値というのは、不正がないかインプットしながらデータを積み上げていくという作業のことで、そのような目で見、いつも気を張っているという意味です。

今本委員長： 契約検査課から何かありましたらお願いします。

鋤柄課長： 木村委員のおっしゃるとおり、常に気を張って分析をきちんとやっていきたいと思っております。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.2 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.3 春日中学校特別教室エアコン設置工事》

今本委員長： 続きまして、No.3 春日中学校特別教室エアコン設置工事の案件は、エアコンの機能の基準が公表されていると思うが、落札率が 50%代の理由ということで抽出していただきました。何か補足説明はありますか。

小林副委員長： 今、資料を見ると、予定価格と各社の入札価格との差が開きすぎているのではないかと思います。

市が提示されたエアコンの機能の基準と業者が理解している基準に大幅なぶれがあるのではないかと思います。その辺も含めてお願いいたします。

今本委員長： それでは渡邊副課長から説明をお願いします。

渡邊副課長： No.3 春日中学校特別教室エアコン設置工事について説明させていただきます。

本工事は、最低制限価格を設定せず、入札額が予定価格の 85%を下回る結果となりましたので、すぐに落札を決定せず、価格が妥当か見積り内容と仕様書の中身に相違がないか調査する低入札価格調査を行いました。

当課の職員と仕様書を作成した担当課の職員が同席する中で、業者とその入札額に応じた詳細な見積書の提出を求め、聞き取り調査を行う中で、業者からは、他の民間工事と並行して受注することで、まとまった数の空調機器を安価に仕入れることができ、機器単価が他社と比べ優位にあったことを確認しております。

また、本工事の受注意欲が高く、企業努力により落札率がかなり低い中であっても、ある程度の利益を見込み、諸経費等を低く抑えることができた結果としてこのような低い落札率となったものと考えております。

本工事は、問題なく工事が完成し、機器も稼働していることを確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。

 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 今ほどの落札率との乖離について関係する話ですが、前回抽出案件を選んだ時に教育総務課のエアコンの工事件数がいくつかありました。

 資料を見たら参考見積書を徴収した案件が多かったですが、今回は参考見積書を徴収しなくても設計することができていますが、そこに乖離があるのかなと思います。

 今回参考見積書を徴収しなかった理由と、徴収しなくても設計できた理由をお伺いしたいです。

丸山副主幹： 担当をしております、建築住宅課 営繕室の丸山です。

 工事一括での全体的な参考見積書は徴収しませんが、機器の単価については参考見積書を徴収して予定価格に反映しております。

木村委員： では入札結果の機器について差はなかったが、別の箇所で単価を落とされたということでしょうか。

 また、単価表を使用してチェックはされましたか。

丸山副主幹： 参考数量表がでていますので、そちらに機械の単価を入れて提出していただきました。

 先程の渡邊副課長の説明にもありましたが、民間の工事と一緒に受注することで機械の単価が著しく低減することができたということでありました。

木村委員： わかりました。

今本委員長： 他、何かありましたらお願いします。

 全委員： （意見等なし）

今本委員長： なければ、No.3 の案件はこれで終わりたいと思います。

 《No.4 汚泥リサイクルパーク破砕機修繕工事》

今本委員長： 続きまして、No.4 汚泥リサイクルパーク破砕機修繕工事です。落札率51.5%であった入札状況が知りたいという理由で抽出していただきまし

た。何か補足説明はありますか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それでは渡邊副課長、説明をお願いします。

渡邊副課長： No.4 汚泥リサイクルパーク破砕機修繕工事について説明させていただきます。

本工事は業者からの見積書を基に予定価格を設定し、最低制限価格を設定せず指名競争入札を行っております。

入札額が低く、予定価格の85%を下回る結果となりましたので、No.3 春日中学校特別教室エアコン設置工事と同様、見積り内容と仕様書の中身に相違がなく価格が妥当であるか調査する低入札価格調査を行いました。

低入札価格調査の中で業者からは、「部品について、メーカーとの価格交渉の中で、材料費の低減を図ることができた」ことを確認しており、諸経費等についても「企業努力により低減を図れた」ことについても確認しておりますので、これらが低い落札額に繋がった要因ではないかと考えております。

なお、㈱ナンヨートレイディングは、同施設のほか、類似施設でも同様の修繕実績があり、経験のある業者と聞いています。

今本委員長： ありがとうございました。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 2点あります。

前回は参考見積書を徴収した同じ様な内容の案件があり、予定価格に比べて契約額が安かったですね、これが1点目です。

2点目は、参考見積業者はどのように選定されたのか、こちらは契約検査課へお聞きしたいです。

中島係長： 生活環境課の中島と申します。

前回は安かったという点ですが、今回の落札業者㈱ナンヨートレイディングは、昨年も低入札価格調査を行い、安く落札している業者です。

参考見積業者はどのように選定し、徴収したかという点ですが、汚泥リサイクルパークの破砕機という機械は少し特殊な機械であり、そこら辺にいくつもある機械ではないものになっております。

メーカーからの代理店として見積書を徴収できる業者が、㈱ナンヨートレイディングと㈲進和であるため、毎年参考見積書を徴収し、低い金額の方を予定価格として入札をしています。

木村委員： ありがとうございました。

2点目の回答を契約検査課へお願いしたのはなぜかと言いますと、業者の選定内容としていつもあるのが、通常は何社も業者がいるの中から指名業者を絞り込むために業者のランクや地理的な条件を付けており、参考見積

業者は参考見積書を提出したため、そのまま条件なしで指名業者としています。

参考見積業者をどのように考えて公平に選定した、というところに契約検査課の確認が入っていないので、いつもこの話をしています。

今回の場合は、1番、2番の札の業者から参考見積書を徴収していました。令和5年度第3回会議の抽出案件にありました、ペーパータオルの案件も1番、2番の業者から参考見積書を徴収していました。

先程のエアコン設置工事、教育総務課の案件では、学校のある地区付近の業者を選んでいました。

また、前回第2回会議の抽出案件にありました、直江津屋台会館ホール照明追加設置工事ですが、屋台会館は直江津地区の海側にある施設で、LED照明等の取付工事なので特に難しい工事ですが、工事場所である直江津地区の中にも沢山の業者がある中で、わざわざ高田地区の業者から参考見積書を徴収し、指名業者として入札に参加させていました。

契約検査課へ案件が集まって来ているわけなので、契約検査課が担当課の参考見積業者選定に対しての考え方を確認しているのか、いつも見ているという体制を示していただきたかったため、質問したところです。

今回の案件は特殊な機械の工事だとしても、3番、4番から選ぶのだとしたら少しおかしいなと思いましたが、1番、2番から選ぶのはいい選び方だと思います。先程教育総務課のエアコンの話もしましたが、その地区付近の業者を選んでいました。いつも地理的状況を考えているため、いい考え方だなと思い、前回の第2回会議の時もそのように確認し、見ていました。

その様な横串をいれるようなところにいつも気を張ってやっていただきたいと思い、質問したところです。

今本委員長： 契約検査課から何かあればお願いします。

渡邊副課長： 木村委員より前回第2回会議でもご指摘いただきまして、通常は市内業者を優先的に指名業者とすることが出来る工事は、ご指摘のとおり参考見積書についてもなるべく業務場所から近い業者から徴収するよう関係課に周知しているところです。

繰り返しになりますが、今回の破砕機の修繕は特殊な工事になりますので、一概に距離で参考見積業者を選定することは難しく、過去の修繕実績を加味する中で契約検査課では業者選定をしておりますので、このような状況もあることをご理解いただきたいと思います。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

井部委員： 先程の1つ目の質問の回答で、参考見積書の協力をいただいた業者が㈱ナンヨートレイディングと㈲進和の2者ということですが、水処理機器サービス㈱と水 i n g エンジニアリング㈱から参考見積書を徴収すること

が出来なかったのかということと、今回は水処理機器サービス(株)と水 i n g エンジニアリング(株)は辞退ということで、辞退理由までお聞きしないのかもしれませんが、今回の業務内容に対して出来る技能やノウハウがあるが、今回はたまたま辞退ということでよろしいでしょうか。

中島係長： 生活環境課の中島です。お答えさせていただきます。

水処理機器サービス(株)、水 i n g エンジニアリング(株)から参考見積書を徴取していないのかということについてですが、参考見積書を徴取する段階では 2 者だけですので、水処理機器サービス(株)、水 i n g エンジニアリング(株)から参考見積書を徴取しておりませんし、声も掛けておりません。

辞退理由ですが、各業者の担当者となぜ辞退したのか、という詳しい話は工事担当としてもそこまでは確認はしておりませんので、一概に確実な回答は出来ませんが、どちらの業者もいろいろな機械を整備する業者ですので出来ると思いますが、この時いろいろな状況もありまして、部品や人員の手配等の状況が重なってきますので、それを鑑みた中での辞退だったのではないかと私の推測ですがお答えさせていただきます。

井部委員： わかりました。ありがとうございました。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.4 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.5 地形図作成業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.5 地形図作成業務委託です。落札率 29.93%というのは、予定価格設定に問題はなかったか、ということで抽出していただきました。何か補足説明はありますか。

小林副委員長： 私の方で抽出案件を選んだ時には 205 万円で落札し、落札率が 29.93%という数字しか見ていませんでしたが、この資料を見ると予定価格と落札した業者を除くその他の業者の価格との乖離はないように思えますが、業務委託というのは企業努力である程度抑えられるとしても、落札率が 29.93%というのは低すぎるし、なぜ落札した業者とその他の業者との価格の乖離がこんなにもあるのかというところを知りたくになりました。以上です。

今本委員長： ありがとうございました。それでは、只今の抽出理由も踏まえて松井係長から説明をお願いします。

松井係長： 契約検査課 松井と申します。お願いいたします。

まず業務の概要については資料のとおりです。今回落札率 29.93%というのは、予定価格設定に問題はなかったか、という抽出理由に対して回答いたします。

今回の入札にあたりまして、参考見積書を 3 者から徴取いたしました。一番金額の低い、(株)ナカノアイシステムの参考見積額を今回予定価格と

して設定しております。

入札を行ったところ、(株)パスコが最も低い金額で応札し、予定価格の85%を下回ったため、低入札価格調査を実施しました。

(株)パスコに確認したところ、過去に類似する地形図作成の受託実績があり、仕様書の内容も理解しており、得意分野であることから企業努力により金額を低減できたことと、外注せず自社で業務を実施し、履行期限内での業務完了が可能であることから低い金額で入札をすることができたとのことでした。

今回の入札は、一番低い金額の参考見積額を予定価格としましたが、結果、別の業者が落札したことによるものであるため、予定価格の設定自体は適切で問題はないと考えております。

なお、業務については11月26日に完了しており、検査の結果、適切に履行されていることも確認しております。

今本委員長： ありがとうございました。

 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

小林副委員長： そうすると先程の松井係長の説明では、(株)パスコは外部委託に出すことなく自社で出来るノウハウがあるから、ということでしたが、予定価格を設定する段階で他に外部委託をしなくてはならない部分があるということ前提で予定価格を設定されたということでしょうか。

舟波係長： 下水道建設課 舟波と申します。よろしくお願いいたします。

 今回の地形図作成業務委託は参考見積書という形でそもそも予定価格を算定させていただいていますが、元々は国の方で積算基準書が発行されており、そちらをベースに同様の業務は発注しておりました。

 ただ、平成24年度に積算基準書から私共が必要としている「歩掛り」と呼んでいる算定方法が削除されたということから、参考見積書になったという経過がございます。

 仕様書の作成にあたって業務内容につきましては、地形図を作成しますので、基本的には航空写真を使用し、写真を撮ってからそのデータを基に地図を起こすという業務になります。

 当然外注される業者もいらっしゃると思いますし、地図を書き起こす機械等の設備全てを自社で持たれている業者もいらっしゃると思いますし、各社作業をどこまでできるかという詳細について私共は把握している訳ではございません。

 国の基準等に基づく、私共が必要としている地図のスケールを作成する内容を適切に履行いただける業者はどこかという事で、資料に記載のとおりですが、「空間総括監理技術者」を有するコンサルタント業者へ声を掛けさせていただき、参考見積書を徴取した中の最低価格を予定価格としてい

ますので、外注等を想定した金額を設定しているということではございません。

小林副委員長： わかりました。

今本委員長： 他、何かございますか。

今後このような業務がある場合は、(株)パスコにも参考見積書を依頼するということになるのでしょうか。

舟波係長： 地図の作成は第三者機関から最後に成果品の検定を受けることになっております。

今回の業務につきましても成果品の検定をしていただき、その結果、内容についても問題はないということでしたので、私共が求める基準を(株)パスコが下回っているということは特に見受けられませんでした。

担当課としては、今後業務を発注する際は、(株)パスコも参考見積業者へ加えていくことに特段、問題無いのではないかと考えております。

今本委員長： わかりました。

他、何かございますか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.5 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.6 ガス水道管入替工事》

今本委員長： 続きましてここからはガス水道局の案件となりますが、No.6 ガス水道管入替工事です。管の規格が決まっている入替工事であれば、もう少し落札率が高くなると思うが、入札状況を知りたい、ということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それでは森口副課長お願いします。

森口副課長： ガス水道局総務課 森口と申します。よろしくお願いいたします。

それではNo.6 ガス水道管入替工事について説明させていただきます。

本工事は、大貫 1 丁目地内において口径 50～200mm のガス管 163.9m、ガス供給管 6 件、口径 50～100mm の水道管を 170.3m、水道給水管 8 件、消火栓 1 基を入替するものであります。

当該の工事の入札状況は、11 者が入札の参加申請を行い、その内 6 者が応札しております。

ガス水道本管工事においては、国や県が定め公表している単価や、歩掛り、諸経費率を基に設計書を作成していることから、業者の皆様はガス水道局が設定する予定価格について、同額の積算をすることが可能となっております。

また、最低制限価格についても積算方法を公表しておりますので、最低制限価格も把握することが可能となっております。

業者の皆様は、当然ながら自社の利益を考慮した上で入札額を決定され

ますが、各社の受注意欲が強いことの表れなのか、現状では多くのガス水道管本管工事において、複数の業者の皆様が最低制限価格と同額で入札し、抽選により落札者を決定しているのが実情でございます。

その反面、繁忙期には各所の受注状況により着工の現場が多くあるなどの理由で受注意欲が低くなるためか、予定価格と同額か、予定価格に近い価格で入札をされることが近年見受けられます。

当該案件では、応札した6者の内、最低制限価格と同額の入札が3者、予定価格と同額の入札が2者となっております。

なお、落札業者は3者が同額でしたので抽選により落札者を決定しております。

今本委員長： ありがとうございました。

 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.6の案件は、これで終わりたいと思います。

 《No.7 柿崎川浄水場空調設備更新工事》

今本委員長： 続きまして、No.7 柿崎川浄水場空調設備更新工事について、落札率が75.19%と低い理由を知りたいということで抽出していただきましたが、何か補足説明はありますか。

小林副委員長： こちら恐らく使用する機械とか工事とか仕様が一定のものが公開されているかと思うのですが、それにしても大型案件の工事で75%というのはあまり見たことがないので、どのような入札だったのかなと思い抽出しました。

今本委員長： それでは説明をお願いします。

森口副課長： No.7 柿崎川浄水場空調設備更新工事について説明させていただきます。

 本工事は、柿崎区上中山地内の柿崎川浄水場において、空調設備を更新する工事です。

 まず設計額の積算は担当課において、入札参加資格者名簿の工種が管、等級がAで登録のある市内本社業者で、施工場所から近い距離にある2者及び更新前の空調機器の点検業者の計3者から事前に参考見積書をいただき、その内の最低価格を設計額としております。

 その後の入札額については資料に記載のとおりです。

 最低の入札額が予定価格の85%を下回っていることから、入札を保留し、低入札価格調査を令和6年7月18日に実施しております。

 その中で参考見積書の内訳と入札額の内訳を比較すると、まず機器に関する金額が参考見積額の約70%の金額でした。

 両者とも仕様書に参考機種として記載した機器で入札額を算出したことではありますが、購入予定の仕入れ先が異なることがわかりまして、一

方はメーカーの市内代理店から仕入れ、一方では普段から付き合いのある市内の業者から仕入れるため、その関係で仕入れの金額が安価になったものと考えております。

次に既設の機器の撤去に関する工事費が、参考見積額の約 43%と大きく異なっておりました。その後、仕様書の記載事項の積み上げに漏れがないか、無理な経費の圧縮はしていないか、廃棄物の運搬処分を適正に行うか、安全対策は大丈夫か等の聞き取りを行いました、全て問題無いという結論になりました。

それらを踏まえ低入札価格調査の結果、適正に施工が出来ると判断し、一番安価だった島津工業㈱と契約しております。

今本委員長： ありがとうございました。

 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

 全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.7 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.8 消火栓設置工事》

今本委員長： 続きまして、No.8 消火栓設置工事です。落札率 100%の理由ということで抽出していただきましたが、何か補足説明はありますか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それではこちらも森口副課長、説明をお願いします。

森口副課長： No.8 消火栓設置工事について説明させていただきます。

 本工事は、清里区上中條地内において、口径 75mm の水道管 4.8m を布設、消火栓 1 基を設置する工事です。

 他の工事と関連して行う必要があり、その関連している工事の進捗が遅れていることから、工期が令和 7 年 3 月 14 日まで延長となっております。

 入札の参加申請は 8 社で、その内の 5 者が応札しております。

 入札日である令和 6 年 7 月 31 日は入札番号順に開札を行い、落札者となった場合は次の入札が辞退扱いとなる 1 抜け方式の対象工事が 7 件ございましたが、本件は 5 件目の入札でした。

 応札した 5 者の内、4 者が前の入札で落札者となったため、辞退扱いとなり、残った 1 者が予定価格以下の金額での応札でしたので、落札者となっております。

 先程の No.6 ガス水道管入替工事の時にも触れましたが、入札する業者は予定価格や最低制限価格を積算し、把握することが可能であり、各所の受注状況によって着工中の現場が多くある等の理由で受注意欲が弱くなるためか、予定価格と同額や予定価格に近い金額で入札されることが近年見受けられることがあり、今回もそのような理由から予定価格と同額で入札をしたものと思われます。

なお、1 抜け方式により辞退扱いとなった 4 者の内、最低制限価格と同額が 2 者、予定価格と同額が 2 者という入札状況でありました。

今本委員長： ありがとうございます。

 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

 今回応札している業者は、工事場所から近くにある業者ということでしょうか。

森口副課長： 皆さん近くというわけではなく、遠い業者もございます。

 制限付き一般競争入札ですので、業者の希望によって応札しているという状況でございます。

今本委員長： わかりました。ありがとうございます。

 他、何かありましたらお願いします。

 全委員： （意見等なし）

今本委員長： それではないようなので、No.8 の案件は、これで終わりたいと思います。

 《No.9 上越市ガス水道料金等徴収業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.9 上越市ガス水道料金等徴収業務委託ですが、長期間の業務委託であることから、競合者もそれなりにいたと思うが、入札状況が知りたいということで抽出していただきました。

 先程報告のあった案件ですが、何か補足説明はありますか。

小林副委員長： 資料を見ると令和 10 年までの業務委託なので、業者としては安定的な収入源になることから、もう少し多くの業者さんから応札があると思います。

 大体何者くらいから応札があると予想されていたのか、そのあたりについてもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今本委員長： それでは森口副課長から説明をお願いします。

森口副課長： No.9 上越市ガス水道料金等徴収業務委託について説明させていただきます。

 本委託は、ガスと上下水道等の料金徴収等の業務を委託するもので、履行期間は契約締結の日か令和 10 年 3 月 31 日までの期間となっております。

 入札状況ですが、資料に記載のとおり応札は 1 者のみでした。

 設計額を求めるための参考見積書は、物品入札参加資格者名簿の中から、料金徴収業務を希望する業者である 5 者に依頼し、その内 2 者から参考見積書の提出を受けております。

 入札の公告は、窓口にての閲覧、市ホームページへの掲載、水道新聞等業界誌 6 社への掲載依頼を行い、入札の周知をしたところでございます。

 選定理由は資料に記載のとおり、料金徴収等の業務実績等が必要なこと等から、当局で把握できていない 5 社以外の業者から、少しでも多くの入

札を受けるべく、制限付き一般競争入札としましたが、結果として現在の委託業者である新潟サンリン㈱のみの入札でした。

なお、参考見積書で最低価格を提示した業者は落札業者とは別の業者ですが、その業者は県外の業者で、入札に参加しなかった訳を確認したところ、参考見積書を出した後に他の事業体から同種の業務を受けたということで、人員等の問題で当局の委託を受けることが出来ないため、入札に参加しなかったと説明を受けております。

また、応札者が少なかった要因の一つに考えられることとして、当局のように都市ガス事業と水道事業を一緒に行っている公営企業が全国でも当局を含めて 11 者だけで、その内当局と同等以上の規模の公益企業は 2 者しかいないとのことから、ガスと水道事業の両方に業務のノウハウを持つ業者が少ないというのが現状で、要因の一つであると推測しております。

説明は以上です。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

小林副委員長、いかがでしょうか。

小林副委員長： よくわかりました。

今本委員長： 2 者から参考見積書を徴収していて、予定価格はどちらの業者の参考見積書に近かったのでしょうか。

やはり新潟サンリン㈱に近かったのでしょうか。言えないようであれば結構です。

森口副課長： 新潟サンリン㈱以外の今回入札に参加しなかった業者の方が低かったもので、こちらを今回予定価格としております。

今本委員長： わかりました。

木村委員： 低かったというのは、両者金額を下げてきたということですね。
でなければこのような数字にならないということですね。

森口副課長： そうです。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

制限付き一般競争入札なので、もう少し応札があってもいいのかな、という気がしますが、今後の手立て等がありますか。

森口副課長： 先程の説明でも話しましたが、ガスと水道のノウハウ、実績のある業者が全国的にも少ない状況ですので、今回は沢山の業者から応札していただきたいと思い、業界新聞や市ホームページはもちろん色々な所へ周知した結果、1 者であったということでした。

今本委員長： 仕方がないということですね。わかりました。

他、何かありますでしょうか。

全委員：（意見等なし）

今本委員長： なければ、No.9 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.10 ガスメーター（新品）購入（その2）》

今本委員長： 続きまして、No.10 ガスメーター（新品）購入（その2）ですが、メーターの規格及び購入個数が決まっていると思うが、落札率が低めの理由について知りたいということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

小林副委員長： 今資料の入札価格を見せていただくと、大分ばらつきがあります。

先程から水道管の入替工事は規格や工程も決まっているので、繁忙期等で業者の抱えている業務によって予定価格と同等か低い価格での入札があると同っていましたが、ではなぜそこまでばらつきが出たのかという事にも疑問が出てくるため、そのあたりの事をご説明いただけるとありがたいと思います。

今本委員長： それでは只今の抽出理由も踏まえて森口副課長から説明をお願いします。

森口副課長： それではNo.10 ガスメーター（新品）購入（その2）について説明いたします。

この業務は、新品のガスメーター 1,436 個を購入するものです。

今回落札率が 82.95%ですが、設計額の積算にあたっては担当課において、本案件にて指名した 13 者の内、過去に納入実績のある市内営業所業者 3 者から事前に参考見積書をいただき、その内の最低価格を採用し予定価格としております。

その後の入札における入札額は、資料に記載のとおりです。

落札業者は参考見積時において、最低価格を提示した業者であることから、この業者に参考見積額と入札額の乖離を確認したところ、メーカーから提示される価格を基に算出したものであるということでした。

具体的には、参考見積時においては、昨今の物価高による材料の価格変動が大きいことから、メーカーは安全を考慮して高めの価格を提示し、実際の入札時には契約を前提とした低い価格で入札をしたとのことでした。

このような理由から落札率が低くなったものと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 今年の令和6年1月1日に地震があつて、誤作動があつた時に自動で止まる良い機械であり、復旧も簡単で良かったのですが、資料の概要に記載がある4種類は、口径の太さや規格、または操作で違うのでしょうか。

入札に関係ないですが参考までに教えてください。

西山課長： ガスの使用量によってメーターの大きさが変わりますので、ここで言う
とNB4が一番小さいメーターになりますし、NB10というのが一番大きいメ
ーターです。

例えばガスコンロ、暖房等の使う機器によってガスの使用量が決まりま
すので、それによってメーターを決めることになっております。

木村委員： 私が家を建てる時にどれだけ使うという事を特に言わなかったのです
が。

西山課長： 現在設置してあるガスコンロはどれぐらいの量を必要とします、湯沸し
器でどれぐらいの量を必要としますということが機器によって決まりま
すので、それによってメーターを決めるということです。

木村委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他、何かありますでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 以上で「3 審議」は終了したいと思います。

【閉会】

今本委員長： これで、本日の審議は全て終了しましたが、事務局から何かありますで
しょうか。

鋤柄課長： 委員の皆様の任期内における定例会は、今回の会議をもって最後となり
ます。最後に、今本委員長からご挨拶をいただきたいと思います。よろし
くお願いいたします。

今本委員長： 今本です。本日も審議いただきましてありがとうございました。

今回はいろいろと皆さんから意見を出していただいて、各回とも充実した
審議になったかと思います。

今回は予定の 1 時間半で終わりそうですが、私の司会の不手際で時間を守
れなかった回があったことは、この場を借りてお詫びしたいと思います。

今回で定例回は終了しますが、任期は3月までですので、何かあった際には
招集するかと思いますので、よろしくお願いします。

どうも2年間ありがとうございました。

鋤柄課長： 今本委員長ありがとうございました。

これまで、令和5年4月から2年に渡って、上越市の入札及び契約手続
における客観性及び透明性の向上並びに公正性の確保にご尽力いただき、
誠にありがとうございました。

事務局を代表して、一言皆様へのお礼とさせていただきます。

なお、皆様の委員としての任期は、来年3月31日までとなっております
ので、それまでの間、委員会の所掌事項である「本市が発注した工事等
の入札及び契約手続並びに指名停止、警告又は注意喚起に係る再苦情」が
あった場合は、委員長と相談した上で、お集まりいただく場合がございます。
あらかじめご了解ください。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

9 問合せ先

契約検査課

TEL : 025-520-5644

E-mail : keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。